

かごしまおでかけ納税加盟店規約

第1条（総則）

かごしまおでかけ納税加盟店規約（以下「本規約」といいます。）は、日本ガス株式会社（以下「かごしまおでかけ納税事務局」といいます。）とかごしまおでかけ納税加盟店（以下「加盟店」といいます。）が、その店舗、施設等において、第2条に定めるデジタル商品券による、商品又はサービスの提供等（以下「商品提供等」といいます。）を行う場合の、かごしまおでかけ納税事務局と加盟店との間の権利義務関係について定めるものです。加盟店の登録申請に際しては、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。

1. 「加盟店」とは、本規約を承諾のうえ所定の申込書に必要事項を記載の上、かごしまおでかけ納税事務局に申し込みをし、かごしまおでかけ納税事務局が承認した個人、法人及び団体をいいます。
2. 「デジタル商品券」とは、電磁的方法によりスマートフォン等の端末画面上に記載された金額について加盟店において使用可能な電子商品券をいいます。
3. 「利用者」とは、「かごしまおでかけ納税利用者規約」を承諾のうえ、デジタル商品券を加盟店で使用する者を指します。
4. 「デジタル商品券取引」とは、利用者が加盟店から商品提供等を受けた場合、その代金相当額をデジタル商品券により支払う取引をいいます。
5. 「デジタル商品券取引精算」とは、本規約に基づき、加盟店とかごしまおでかけ納税事務局が、デジタル商品券取引により生じた決済額を加盟店とかごしまおでかけ納税事務局との間で精算することをいいます。
6. 「消し込み」とは、利用者がデジタル商品券を加盟店で使用した際に、コード読み取り又は電子スタンプにより、デジタル商品券を使用済登録又は金額減算をすることをいいます。
7. 「コード読み取り」とは、利用者がスマートフォン等の通信端末のカメラを通して二次元バーコードを読み込むことをいいます。
8. 「バーコード」とは、デジタル商品券取引に関し、かごしまおでかけ納税事務局が発行するバーコード、二次元コード等の番号、記号、その他の符号であって、本規約に従ってかごしまおでかけ納税事務局が加盟店に発行し、加盟店における掲示、その他かごしまおでかけ納税事務局が指定する方法により加盟店が利用者に提示するもので、加盟店を特定するための情報、その他加盟店又はかごしまおでかけ納税事務局が承諾した場所（当該承諾の対象となる場合に限る）におけるデジタル商品券取引に必要と

なる情報を記録したものをいいます。

9. 「電子スタンプ」とは、利用者がデジタル商品券を使用した際に、加盟店がデジタル商品券の消し込み等を行うために使用するスタンプ形状の電子機器をいいます。
10. 「利用端末」とは、デジタル商品券を利用する者のスマートフォン等の通信端末をいいます。
11. 「加盟店舗証」とは、加盟店であることを証する、かごしまおでかけ納税事務局が発行する証書をいいます。

第3条（加盟店）

1. 加盟店は、デジタル商品券が利用できる店舗、施設（以下「デジタル商品券取扱店舗」といいます。）を、あらかじめかごしまおでかけ納税事務局に所定の書面をもって申請し、かごしまおでかけ納税事務局の承認を得るものとします。かごしまおでかけ納税事務局は申請を承認した場合、加盟店舗証を付与します。なお、デジタル商品券取扱店舗の追加、脱退についても同様とします。
2. 加盟店は、加盟店舗証を店内の利用者が良く見える場所に掲示し、加盟店ポスター等掲示物は利用者が良く見える場所に掲示するものとします。
3. 加盟店は、かごしまおでかけ納税事務局からデジタル商品券の取扱に関する調査協力依頼があった場合、速やかに協力するものとします。
4. 加盟店は、かごしまおでかけ納税事務局がデジタル商品券の利用促進のために、加盟店の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の名称及び所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。
5. 加盟店は、バーコード、加盟店舗証、ポスター等を本規約に定める目的以外の用途に利用してはならないものとし、これを第三者に利用させてはならないものとします。
6. 加盟店は、本契約が終了した場合、直ちに加盟店の負担において、加盟店舗証をとりはずし、かごしまおでかけ納税事務局が支給した備品を速やかに返却するものとします。

第4条（届出事項の変更）

1. 加盟店は、かごしまおでかけ納税事務局に届け出ている店舗名、代表者、電話番号、メールアドレス、振込指定金融機関口座等、その他加盟店申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、直ちに所定の方法によりかごしまおでかけ納税事務局へ届出、承認を得るものとします。
2. 前項の届出がないために、かごしまおでかけ納税事務局からの通知又は送付書類、換金精算代金が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到達すべきときに加盟店に到着したものとみなすものとします。

第5条（地位の譲渡等）

1. 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. 加盟店は、加盟店のかごしまおでかけ納税事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。

第6条（業務の委託）

1. かがしまおでかけ納税事務局は本事業に係る業務を第三者に委託できるものとします。その場合、第三者がかがしまおでかけ納税事務局と協議した方法で、加盟店との対応を取り行うものとします。
2. 加盟店は、本契約に基づいて行う業務の全部又は一部を第三者に委託できないものとします。
3. 前項にかかわらず、かがしまおでかけ納税事務局が事前に承諾した場合には、加盟店は第三者に業務委託を行うことができるものとします。
4. 前項によりかがしまおでかけ納税事務局が業務委託を承諾した場合においても、加盟店は本規約に定めるすべての義務及び責任について免れないものとします。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」といいます。）が委託業務に関連してかがしまおでかけ納税事務局に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯してかがしまおでかけ納税事務局の損害を賠償するものとします。
5. 加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前にかごしまおでかけ納税事務局の承諾を得るものとします。

第7条（加盟店の義務）

1. 加盟店は、有効なデジタル商品券を提示した利用者に対し、デジタル商品券の取扱いを拒絶したり、現金利用者よりも不利益な代金を請求したり、本規約以外の制限を設ける等、不利となる差別的取扱いを行わないものとします。また、デジタル商品券をデジタル商品券取引以外の目的で利用しないものとします。
2. 加盟店は、デジタル商品券取引を行う場合には、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認するものとします。確認した内容に相違ない場合は、デジタル商品券取引を行うことが出来るものとします。
 - 1) 利用者の決済前（「支払う」ボタンを押す前）
 - ①デジタル商品券使用日時
 - ②デジタル商品券使用金額
 - ③当該デジタル商品券取引にかかる加盟店名
 - 2) 利用者の決済後（「支払う」ボタンを押した後）

- ①支払完了画面の加盟店名
- ②デジタル商品券の決済金額
- ③デジタル商品券の決済日時

3. 加盟店は、停電、システム障害、通信障害、又はシステム保守管理に必要な時間及びその他やむを得ない場合には、デジタル商品券取引を行うことができない可能性があることを、あらかじめ承諾するものとします。なお、その場合の逸失利益、機会損失等については、いかなる場合にもかごしまおでかけ納税事務局は責任を負わないものとします。
4. 加盟店は、デジタル商品券を表示する利用端末の故障等により、コード読み取りができない場合は、加盟店毎に割り当てた数字でデジタル商品券取引を実施するものとします。
5. かごしまおでかけ納税事務局は消し込みがあった場合に、かごしまおでかけ納税事務局が定める日にデータを更新します。加盟店は、加盟店におけるデジタル商品券の売上額日計及び振込金額を確認することとします。
6. デジタル商品券は、加盟店が取扱うふるさと納税返礼品の地場産品基準に該当する商品提供等について使用できるものとします。ただし、別表第 1 に該当するものは対象外とします。なお、加盟店は、商品提供等を行う場合、利用者に対し原則として直ちに商品提供等を行うものとします。ただし、当日の商品提供等ができない場合は、デジタル商品券取引を行う前に利用者にその旨の理解を得るものとし、書面又は電子媒体等をもって引き渡し時期等の通知をするものとします。

第 8 条（利用者への周知）

1. 加盟店は、デジタル商品券取引が可能であることを示すため、次の各号を、利用者の見やすい場所に掲示するものとします。
 - 1) ステッカー
 - 2) ポスター
 - 3) 二次元バーコード
2. 加盟店は、店舗以外の場所で前項による掲示を行う場合は、あらかじめかごしまおでかけ納税事務局の承諾を得るものとします。
3. 加盟店は、かごしまおでかけ納税事務局から掲示の方法が不適切であると通知を受けた場合は、速やかに改善するものとします。

第 9 条（取引の取消による返金の禁止）

加盟店は、利用者からデジタル商品券取引の取消しについて申し出があった場合、いかな

る事情であっても、取消しに応じて返金対応することはできないものとします。

第10条（釣り銭）

加盟店は、加盟店におけるデジタル商品券取引において、いかなる場合であっても、釣り銭は支払わないものとします。

第11条（デジタル商品券の不正使用等）

1. 加盟店は、加盟店において提示されたデジタル商品券の真贋に疑義があった場合には、デジタル商品券提示者又は利用者に対し商品提供等を行わないものとし、その事実を直ちに かごしまおでかけ納税事務局に連絡するものとします。
2. 加盟店は、加盟店において提示されたデジタル商品券の金額に対して消し込みを実施する際、利用者が決済ボタンを押した後の支払完了画面の加盟店名、デジタル商品券決済金額、決済日時が表示されない場合には、利用者に対してデジタル商品券取引を行ってはならないものとします。
3. 万が一、加盟店が前項に違反して商品提供等を行った場合、加盟店は当該代金全額について一切の責任を負うものとします。
4. 偽造、変造、模造されたデジタル商品券に起因する売上等が発生し、かごしまおでかけ納税事務局がデジタル商品券の使用状況等の調査の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとします。また、加盟店は、かごしまおでかけ納税事務局から指示があった場合、もしくは加盟店が必要と判断した場合には、加盟店の所在地を所轄する警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

第12条（売上債権の譲渡）

デジタル商品券取引に基づき加盟店がかごしまおでかけ納税事務局に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、かごしまおでかけ納税事務局は当該債権を所定の手続きに従って処理するものとし、当該手続きに起因する遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第13条（デジタル商品券取引精算）

1. デジタル商品券取引精算にかかる振込手数料は、かごしまおでかけ納税事務局負担とします。
2. かごしまおでかけ納税事務局が加盟店に対して支払うデジタル商品券取引精算金は、加盟店において前月1日から前月末日までの1カ月分ごとに、当該締切日までの間にかごしまおでかけ納税事務局に到着した取引データに係るデジタル商品券使用金額を、

加盟店からの請求額とみなし、加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより支払うものとします。

第14条（不正事例の精算）

1. 加盟店が本規約に違反した場合、又は、本規約に違反してデジタル商品券取引を行った疑いがある場合は、かごしまおでかけ納税事務局は調査が完了するまでデジタル商品券精算額の支払いを保留することができるものとし、調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、デジタル商品券精算を無効とすることができるものとします。
2. 第11条の規定に基づき、加盟店はかごしまおでかけ納税事務局の調査に速やかに協力するものとします。かごしまおでかけ納税事務局は、調査完了後、適正と認めた額の範囲内でデジタル商品券取引精算に応じるものとします。なお、この場合には、かごしまおでかけ納税事務局は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第15条（デジタル商品券の廃止）

1. かごしまおでかけ納税事務局は、次の各号のいずれかに該当する場合、デジタル商品券の全部又は一部を廃止することができるものとし、当該廃止に伴い、当該廃止をする日（以下「廃止日」といいます。）をもって本規約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - 1) かごしまおでかけ納税事務局が、廃止日の1カ月前までに、デジタル商品券の全部又は一部を廃止することを加盟店に通知した場合
 - 2) かごしまおでかけ納税事務局が天災地変等不可抗力によりデジタル商品券を提供できなくなった場合
2. 前項に基づきデジタル商品券の全部又は一部を廃止する場合、かごしまおでかけ納税事務局は、かごしまおでかけ納税事務局の責に帰すべき事由による場合を除いて、前項によるデジタル商品券の廃止につき、いかなる責任も負わないものとします。

第16条（加盟店登録取り消し）

1. 加盟店が以下の事項に該当する場合、かごしまおでかけ納税事務局は加盟店に対し催告することなく、当該加盟店の登録を取り消すことができるものとし、かつ、その場合かごしまおでかけ納税事務局に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。
 - 1) 加盟店が加盟店の営業を取りやめた場合
 - 2) 加盟店が申込み時にかごしまおでかけ納税事務局へ通知した連絡先に、かごしまおでかけ納税事務局から一定期間合理的と認められる方法で連絡したにもかかわらず

らず、連絡が取れない場合

- 3) かごしま旅先納税加盟店申込書等、かごしまおでかけ納税事務局に提出した書面に虚偽の申請があったとき
- 4) 加盟店が第三者（加盟店の従業員を含む）の財産権、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、名誉権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害し、又はその恐れがあるとかごしまおでかけ納税事務局が判断した場合
- 5) 加盟店が本規約に違反したとき
- 6) 加盟店が加盟店において法令に違反する目的でデジタル商品券を利用する恐れがあるとかごしまおでかけ納税事務局が判断した場合
- 7) 加盟店の営業又は業態が公序良俗に違反するとかごしまおでかけ納税事務局が判断した場合
- 8) 加盟店がかごしまおでかけ納税事務局の信用を失墜させる行為を行なったとき、又はそのおそれがあるとかごしまおでかけ納税事務局が判断した場合
- 9) 加盟店が差押、仮差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算開始の申し立てを受けたとき、又はこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
- 10) 加盟店が手形小切手の不渡り処分を受け、又はその他支払い不能となった場合
- 11) 加盟店が営業の全部又は重要な部分を他に譲渡した場合
- 12) 加盟店が合併などにより経営環境に大きな変化が生じたとき
- 13) 加盟店が過去にかごしまおでかけ納税事務局との契約（契約内容を問わない）に違反したこと、又はかごしまおでかけ納税事務局に損害を与えた事実が判明した場合
- 14) かごしまおでかけ納税事務局がデジタル商品券の運用を中止又は廃止した場合

第17条（反社会勢力との取引拒絶）

1. 加盟店は、加盟店、加盟店の関係会社、加盟店及びそれらの役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項のいずれにも該当しないこと及び行わないことを表明し保証するものとします。
 - 1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
 - 2) 暴力団員（暴力団の構成員）
 - 3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
 - 4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もし

くは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力もしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を使用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業)

- 5) 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企业等 を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、生活の安全に脅威を与える者)
- 6) 社会運動等標榜ゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、社会の安全に脅威を与える者)
- 7) 特殊知能暴力集団等(前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人)
- 8) 自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないこと
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

2. 加盟店が前項の規定に違反していることが判明した場合、又は違反している疑いがあると当社が認めた場合、当社は、直ちに当該加盟店の登録を取り消すことのできるものとし、その場合にかごしまおでかけ納税事務局に生じた損害については当該加盟店が賠償するものとします。また、この場合、かごしまおでかけ納税事務局は、遅延損害金を支払う義務を負うことなく、デジタル商品券取引精算金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとします。

3. かごしまおでかけ納税事務局は加盟店が1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づくデジタル商品券取引を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、加盟店は、デジタル商品券取引を行うことができないものとします。

第18条(かごしまおでかけ納税事務局の免責事項)

次に掲げる事項により、取扱加盟店に逸失利益、機会損失等による損害が生じたとしても、かごしまおでかけ納税事務局は一切の責任を負わないものとします。

- 1) 本規約に反する行為が確認された場合
- 2) かごしまおでかけ納税事務局の指示に従わない場合
- 3) 第7条第3項に掲げる他、不可抗力によりデジタル商品券取引を行うことができない場合

第 1 9 条（規約の変更）

本規約は随時変更する可能性があります。この場合、本規約は変更後の規約により履行するものとします。この場合、かごしまおでかけ納税事務局は、適用開始日の 1 週間前までにホームページ上で改定後の本規約を提示するものとし、加盟店のデジタル商品券の利用条件は変更後の規約によるものとします。

第 2 0 条（有効期間）

本規約の有効期間は本規約の成立日より 1 年間とします。ただし、期間満了の 1 カ月前までに、かごしまおでかけ納税事務局・加盟店何れかからも書面又は電子媒体による契約終了の意思表示がない限り、本規約は期間満了日の翌日から起算して、同一の条件にて更に 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第 2 1 条（準拠法）

本規約に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

第 2 2 条（合意管轄裁判所）

加盟店は本規約に関して、かごしまおでかけ納税事務局との間で紛争が生じた場合、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

附則

（施行期日）

この規約は、2025 年 1 月 1 日から効力を有します。

2025 年 6 月 30 日改定

別表第 1

区分	事例
換金性・投機性の高いもの	商品券・ビール券・図書カード・文具券・ギフト券等の各種商品券、切手、印紙、プリペイドカード、有価証券、株等の個人による出資等
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5	・ 店舗型性風俗特殊営業 ・ 店舗型電話異性紹介営業

項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの及び同条第1項5号に規定する射幸心をそそるおそれのある遊戯	・無店舗型性風俗特殊営業 ・無店舗型電話異性紹介営業 ・映像送信型性風俗特殊営業 ・パチンコ、マージャン等 出資や債務の支払い、事業所間の支払い 出資、仕入れ等の事業資金
たばこ	たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
国や地方公共団体等への支払い 公共料金、宝くじ等消費拡大につながらないもの	振り込み代金・手数料、電気・ガス料金、土地・家屋の購入・賃貸、診療費・治療費等
その他（鹿児島市が不適切と判断する取引）	ふるさと納税指定制度の地場商品基準を満たしていないもの